

離婚後の共同親権提案

法務省、法制審中間試案に

法務省は離婚した父母の双方が親権を持ち続けることを可能にする法改正を法制審議会（法相の諮問機関）に提案する。法制審が8月をメドにまとめる中間試案に盛り込

む見通した。現行法の維持などと合わせた選択肢のひとつとして記す。民法は婚姻中の父母が共同で親権を持つと認める半面、離婚後はどちらかだけが親権者となる単

独親権を定める。法制審は2021年3月に家族法制部会を立ち上げ、離婚後の共同親権の採用を巡り議論してきた。法務省と法制審の部会

は中間試案に向け、父母の合意や裁判所の判断といった共同親権を採用する条件などを協議する。単独親権を原則として維持する案も含め複数の選択肢を併記する方向だ。日常の子どもの世話を決める「監護権」の範囲も検討事項にする。法務省は部会がまとめた試案を意見募集（パブリックコメント）にかける。